徳島県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和五年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

徳島県知事　飯泉嘉門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
３９	徳島鳴門	鳴門市大麻町東馬詰字参番越二五番一地先から同字寅開五二番二地先まで	旧	一五・四から二〇・三	二二〇・〇
		同	新	一六・二から二八・九	二二〇・〇